

第3次変更における主な変更点

1. 甲府市全域における太陽光発電設備等の設置に伴う届出の明確化

太陽光発電設備等について、工作物における扱いを明確化すると共に、太陽光発電設備等における景観形成基準を定め、一定規模を超える行為を届出対象とし、届出の内容について、甲府市全域における景観形成基準と併せ、指導・助言を行うものとする。

追加箇所 P 1 3～P 1 6

2. 甲府駅北口周辺地区景観形成基本計画の追加

甲府駅北口周辺地区景観形成基本計画は、地区における景観形成基準の方針を示すものであり、地区住民、大学及び甲府市との協働で取り組んだアンケートやワークショップ等の活動に基づき作成したものである。

追加箇所 P 8 3～P 9 9

3. 山梨学院大学周辺地区景観計画の追加等

山梨学院大学周辺地区景観計画は、地区の特性に応じた、きめ細やかな規制・誘導を図るための計画であり、地区住民、山梨学院大学及び甲府市との協働により取り組んだワークショップ等の活動に基づき作成したものである。

当該計画には、山梨学院大学周辺地区景観形成基準を定め、一定規模を超える行為を届出対象とし、届出の内容について、甲府市全域における景観形成基準と併せ、指導・助言を行うものとする。

追加箇所 P 1 2 7～P 1 3 0

なお、太陽光発電設備等設置に伴う届出の明確化及び山梨学院大学周辺地区景観計画の追加に伴い、これまで届出を要していた対象及び基準を、次のとおり変更、追加する。

変更箇所 P 1 3

◎太陽光発電設備等を新築等する場合

甲府市全域

平成27年3月31日まで、高さ15mを超えるもの



平成27年4月1日から、高さ15m又はパネルの合計面積1,000㎡を超えるもの

山梨学院大学周辺地区

平成27年3月31日まで、高さ15mを超えるもの



平成27年4月1日から、高さ15m又はパネルの合計面積500㎡を超えるもの

◎建築物を新築等する場合

山梨学院大学周辺地区

平成27年3月31日まで、高さ20m又は建築面積1,500㎡を超えるもの並びに
市街化調整区域は、高さ15m又は建築面積1,000㎡を超えるもの



平成27年4月1日から、高さ10m又は建築面積200㎡を超えるもの